

浜岡原子力発電所5号機 低圧タービン使用前検査の実施について

平成19年3月9日

浜岡原子力発電所5号機は、タービン羽根損傷対策として圧カプレートを設置して復旧を行い、平成19年2月8日より調整運転を開始し設備の点検や検査を実施してきました。

これらの確認が終了したことから、復旧したタービンに対する最終的な国の検査として、運転状態で行う使用前検査(※1)を3月12日～3月13日で受検しますのでお知らせします。

※1 使用前検査とは、電気工作物の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を国が確認するものです。使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならないことになっています。電気工作物とは電気を供給するための設備や機器の総称です。なお、5号機の場合、低圧タービン組立前の検査、および、運転状態での確認検査を実施することになっています。

以上